

八小少年隼 会則

第1条（名称及び連絡事務所）

- [1] 本会は、八小少年隼チームと称する。
- [2] 連絡事務所を代表者宅に置く。

第2条（目的）

少年隼チームの会員は、野球を通して規律と協力を学び心身ともに健全な育成を計ることを目的とする。

第3条（活動）

チームは前条の目標を達成するために、次の活動を主とする。

- [1] 府中市大会及び東部地区大会への参加。
- [2] 定められた場所による練習及び親善試合。
- [3] 活動日は毎日曜日・祝日・第二・第四土曜日午前8時～午後5時
- [4] 必要に応じて、会員の歓送迎会・祝賀会・親子大会等を行う。
- [5] 合宿を必要に応じて行う。
- [6] その他、府中市または連盟等で行う行事に参加する。

第4条（運営）

- [1] 八小少年隼チームの運営については、代表・監督・コーチ及び役員との協議により行う。
- [2] コーチは指導と試合での監督等にあたる。

第5条（会員）

少年隼チームの会員は原則として府中市立府中第八小学校の1年から6年の児童とする。児童が会員になるためには、父兄の同意が必要である。父兄は自動的に後援者として八小少年隼チームの発展に協力する。

第6条（役員）

八小少年隼チームは下記の役員を置く。各学年父兄2名以上、任期1年(4月1日～3月31日)。

第7条（コーチ）

- [1] 代表より選任された者をコーチとする。
- [2] コーチの中から各部ヘッドコーチを選任する。

第8条（部費）

- [1] 部費は月額2,300円を徴収し、年10回分納とする。
- [2] 途中退部する場合、部費は返金しない。
- [3] 合宿積立金は月額1,200円を徴収し、年10回分納とする。

第9条（総会）

総会は原則として毎年3月に実施する。

第10条（事故の扱いと責任）

- [1] 会員は定められた『スポーツ安全協会損害保険』に加入しなければならない。
- [2] 団体行動のきまりを守り、全ての父兄の責任において参加し、万一児童に不測の事態が生じた場合、八小少年隼チームに於ける責任は保険範囲内とする。後日の治療費、その他の費用はもとより、関係者はその責に任ずる事は出来ない。